東日本キャッシュカード デビットカード 取 引 規 定

東日本キャッシュカード規定(個人用)

1. (カードの利用)

普通預金 (総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。) について発行した東日本キャッシュカードおよび貯蓄預金について発行したキャッシュカード (以下これらを「カード」といいます。) は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- ① 当行の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金または貯蓄預金(以下これらを「預金」といいます。)に預入れをする場合
- ② 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合
- ③ 当行の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- ④ その他当行所定の取引をする場合

2. (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示 等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を 投入して操作をしてください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣 および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚 数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示 等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および 金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の 提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条 第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

4. (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込 の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込 機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力して ください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻 請求書の提出は必要ありません。

5. (自動機利用手数料等)

- (1) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行 および提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料(以下「自 動機利用手数料」といいます。) をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書な しで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提 携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および 払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します

6. (代理人による預金の預入れ・払出しおよび振込)

- (1) 代理人(本人と生計をともにする成年の親族1名に限ります。)による 預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代 理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のため のカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込機操作の際特に指定したときを除き、振込依頼人名はご本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口 営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れを することができます。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、 窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた 金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをす ることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。届出の暗証一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (4) 停電、放障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口 営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することによ り振込の依頼をすることができます。

8. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の預金機、振込機もしくは支払機で使用された場合または当行本支店の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。 なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額は個々に通帳に記入します。

9. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、届出の暗証一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないように保管してください。暗証番号は 「4桁の同一数字」「生年月日」「届け出の電話番号」「届け出住所の番地」 等当行の定める指定禁止暗証番号は指定できません。暗証番号は他人 に類推されやすい数字の指定を避け、他人に知られないよう管理して ください。
- (3) カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生 じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやか に本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ち にカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (4) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

10. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

11. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻 しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対し て当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当す る金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難に あったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた 日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗 難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。) から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものと します。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が 証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、 または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって 行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要 な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付 随してカードが盗難にあった場合

12. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に 変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届 出てください。

13. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

14. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を 使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

15. (解約、カードの利用停止等)

(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合に

は、そのカードを当行に返却してください。また、普通預金規定また 貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却して ください。

- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。ただし、②の場合は当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第16条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示 する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

16. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはなら ず、また、他人に貸与、占有、または使用させることはできません。

17. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座 取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

18. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

東日本キャッシュカード規定(法人用)

1. (カードの利用)

普通預金について発行した東日本キャッシュカード(以下「カード」といいます。)は、普通預金口座について、次の場合に利用することができます。

- ① 当行の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金(以下「預金」といいます。)に預入れをする場合
- ② 当行の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合
- ③ 当行の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- ④ その他当行所定の取引をする場合

2. (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示 等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を 投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣 および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚 数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示 等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および 金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の 提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5 条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことの できる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

4. (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込 の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込 機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力して ください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻 請求書の提出は必要ありません。

5. (自動機利用手数料等)

- (1) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行所 定の支払機・振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」 といいます。)をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書な しで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および 払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落しま す。

6. (代理人による預金の預入れ・払出しおよび振込)

- (i) 代理人(法人代表者が選任する役職者1名に限ります。)による預金 の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人 の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカ ードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込機操作の際特

に指定したときを除き、振込依頼人名はご本人名義となります。

(3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口 営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れを することができます。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、 窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた 金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをす ることができます。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。届出の暗証一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口 営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することによ り振込の依頼をすることができます。

8. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の預金機、振込機もしくは支払機で使用された場合または当行本支店の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額は個々に通帳に記入します。

9. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失った場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときには、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合 にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面に よって当店に届出てください。
- (3) 氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直 ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生 じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

10. (暗証照合等)

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は他人に知られないようにしてください。
- (2) 当行が、カードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻しをしたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 当行の窓口においてカードを確認し、払戻請求書と届出の暗証との 一致を確認のうえ取扱いました場合にも前項と同様とします。

11. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生し た損害については、当行は責任を負いません。

12. (解約、カードの利用停止等)

(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合に

- は、そのカードを当行に返却してください。また、普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してくださ
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、 当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。ただし、③の場合は当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第13条に定める規定に違反した場合
 - ② 普通預金規定により、預金口座が停止または解約された場合
 - ③ 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示 する一定の期間が経過した場合

13. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、他人に貸与、占有、または使用させることはできません。

14. (規定の適用) この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定および振込 規定により取扱います。

15. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

デビットカード取引規定

1. (適用範囲)

次の各号のうちのいずれかの者(以下「加盟店」といいます。)に対して、デビットカード(当行が東日本キャッシュカード規定、東日本ライフカード会員規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。)その他当行所定カード。以下「カード」といいます。)を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等(以下「売買取引」といいます。)について、当該加盟店に対して負担する債務(以下「売買取引債務」といいます。)を当該カードの預金口座(以下「預金口座」といいます。)から預金の引落し(総合口座取引規定にもとづく当座貸越、その他当行所定の契約にもとづく当座貸越による引落しを含みます。)によって支払う取引(以下「デビットカード取引」といいます。)については、この規定により取扱います。

- ① 日本デビットカード推進協議会(以下「協議会」といいます。)所 定の加盟店規約(以下「規約」といいます。)を承認のうえ、協議会 に直接加盟店として登録され、協議会の会員であるーまたは複数の 金融機関(以下「加盟店銀行」といいます。)と規約所定の加盟店契 約を締結した法人または個人(以下「直接加盟店」といいます。)
- ② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人
- ③ 規約を承認のうえ協議会に任意組合として登録され加盟店銀行と 加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認し た法人または個人

2. (利用方法等)

- (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引に係る機能を備えた端末機(以下「端末機」といいます。)に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者(加盟店の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる預金の取得を目的として、 カードを利用することはできません。
- (3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
 - ① 停電、故障等による端末機による取扱いができない場合
 - ② 1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を 超えまたは最低限度額に満たない場合
 - ③ 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
- (4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
 - ① 1日あたりのカードの利用金額(カード規定による預金の払戻金額を含みます。)が、当行が定めた範囲を超える場合
 - ② 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力 した場合
 - ③ カード(磁気ストライブの電磁的記録を含みます。)が破損している場合
- (5) 当行がデビットカード取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。

3. (デビットカード取引契約等)

前条第1項により暗証番号の入力がされたときに、端末機に口座引落 確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で 売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下「デビットカード取引契約」といいます。)が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

4. (預金の復元等)

- (1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除(合意解除を含みます。)、取消し等により適法に解消された場合(売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。)であっても、加盟店以外の第三者(加盟店の特定承継人および当行を含みます。)に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。
- (2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。
- (3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第1項から前項に準じて取扱うものとします。

5. (読替規定)

カードをデビットカード取引に利用する場合における東日本キャッシュカード規定の適用については、同規定(個人用・法人用)第6条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは、「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定(個人用・法人用)第6条第1項中「預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定(個人用)第9条第1項中および同規定(法人用)第10条第2項中「支払機または振込機」とあるのは、「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定(個人用)第14条中および同規定(法人用)第11条中「預金機・支払機、振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

「東日本キャッシュカード規定(個人用)」の補足説明

【重大な過失または過失となりうる場合】

1. お客さまの重大な過失となりうる場合

お客さまの重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度 に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下 のとおりです。

- (1) お客さまが他人に暗証を知らせた場合
- (2) お客さまが暗証をキャッシュカード上に書き記していた場合
- (3) お客さまが他人にキャッシュカードを渡した場合
- (4) その他お客さまに(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違 反があると認められる場合
- (注)上記(1)および(3)については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預ることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)等に対して暗証を知らせた上でキャッシュカードを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではありません。

2. お客さまの過失となりうる場合

お客さまの過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

- (1) 次の①または②に該当する場合
 - ① 当行から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合
 - ② 暗証を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合
- (2) (1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合
 - ① 暗証の管理
 - ア. 当行から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に 変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われ たにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤 務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合
 - イ. 暗証をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当行の取引以 外で使用する暗証としても使用していた場合
 - ② キャッシュカードの管理
 - ア. キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目 につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態 においた場合
 - イ. 酩てい等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合
- (3) その他(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

キャッシュカードと 暗 証 番 号 の

管理についてのお願い

キャッシュカードが手元から無くなる、身に覚えのない 取引があるなど被害に遭ったと思われる場合には、まず、 すみやかに当行口座開設店までご連絡ください。

以下をお守りいただかないと、偽造・盗難カードによる被害が 補償されない場合もありますので、ご注意ください。

- 1 キャッシュカードの暗証番号を、例えば生年月日、 自宅の住所・地番、自宅電話番号、勤務先電話番号、自動車のナンバー等、お客さま以外の方も 知りえる番号にすることは絶対に行わないでく ださい。
- キャッシュカードを自動車内などに放置すること、 他人に容易に奪われる状況に置くことは絶対に 行わないでください。
- 3 キャッシュカードを他人に渡すこと、暗証番号を 他人に教えること、暗証番号をキャッシュカード 上に書くことは絶対に行わないでください。
- 4 暗証番号を書いたメモや、暗証番号を推測させるような書類などを、キャッシュカードとともに携行・保管しないでください。キャッシュカードの暗証番号をロッカー、貴重品ボックス等、他の暗証番号として使用することは絶対に行わないでください。
- 5 当行職員や警察官、金融庁職員、銀行協会職員が電話や訪問により口座番号や暗証番号をお聞きしたり、カードをお預かりするようなことは一切ありません。電話や訪問で少しでも変だなと感じたら、お客さまの口座情報は絶対に教えず、電話を切り、最寄の警察や銀行とりひき相談所にで一報ください。

キャッシュカードと暗証番号は、 厳重に管理してください。

東日本銀行